

政策上の要請・背景

第6期科学技術・イノベーション基本計画

我が国が目指すべき社会（Society 5.0）：持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

マテリアル革新力強化戦略

マテリアル分野における産学共創による迅速な社会実装やデータ駆動型研究開発基盤の整備等の重要性を指摘

マテリアル分野は、国際競争が激化する中で我が国の優位性を維持、強化するための重要な基盤技術

次期中長期目標

Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上

中長期目標期間：7年間（令和5～11年度）

- ✓ 特定国立研究開発法人として、我が国のマテリアル革新力を強化し、研究開発の成果の最大化等の質の向上に資するため、世界最高水準の研究成果を創出。
- ✓ マテリアル分野の研究DXを推進し、全国のマテリアルデータを収集・蓄積・利活用するためのデータ中核拠点の構築・運営を重点的に実施。
- ✓ 前期より実施している様々な活動を発展させ、以下の取組を実施。その際、我が国の産業競争力強化の観点から、研究力やイノベーション力の強化と経済安全保障の確保の両立にも留意。

1. 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発

○ 社会課題の解決に貢献するための研究開発

- ✓ カーボンニュートラル、Society 5.0、国土強靱化の実現など、**我が国が現在直面している社会課題の解決に資するため**、マテリアル技術・実装領域の観点から**ブレークスルーをもたらす有望な技術シーズを創出し、社会実装に繋げる**ための研究開発を戦略的に実施
- ✓ **産業界や大学とも協働**したオープンイノベーション研究を推進し、**我が国全体の研究力の向上を図り、国際競争力の確保に貢献**
- ✓ エネルギー・環境材料、電子・光機能材料、磁性・スピントロニクス材料、構造材料に焦点を当て研究開発を実施

○ 技術革新を生み出すための研究開発

- ✓ **未来社会の仕組みを大きく変革する技術革新に資するため、新機能材料の開発**、多元系・複合系・準安定相といった**未踏領域の開拓**、先進的な**計測・解析技術やデータ駆動型等の革新的手法の開拓**など先導的な研究開発を実施
- ✓ 量子・ナノ材料、マテリアル基盤研究、高分子・バイオ材料の研究領域に焦点を当て研究開発を実施

2. マテリアル研究開発を先導する中核拠点の形成

○ マテリアルデータプラットフォーム構築のための中核拠点の形成

- ✓ マテリアルDXプラットフォームの中核を担うデータ中核拠点を形成し、**データ駆動型研究のための強力な研究基盤を提供**
- ✓ 文科省の各プロジェクトの枠組みの中で中核的な役割を果たし、**国のプロジェクトにおいて創出されるデータの共有・利活用に貢献**
- ✓ **我が国の国際競争力強化**の観点から**データの共用範囲を適切に設定**

○ 施設及び設備の共用

- ✓ 先端研究を支える**装置群を共用化し整備・運用**するとともに、**高品質データの収集と構造化**により革新的なマテリアル研究開発に寄与

○ マテリアル人材が集う国際的な拠点の形成

- ✓ これまで構築してきた**世界的な人材ネットワークの更なる強化**を図るとともに、機構の強みを活かした**国際的なマテリアル研究の拠点の形成**や優秀な**研究者・技術者の育成**を推進

3. 多様な形態での連携構築及び研究成果の社会還元

○ 物質・材料研究に係る産業界との連携構築

- ✓ **複数企業との業界別水平連携体制の形成**、企業連携センター等の連携形態の充実など**多様な企業連携の仕組みを構築**

○ 研究成果の社会還元

- ✓ **事業会社への技術移転**や**成果活用事業者等への出資・支援**に取り組むとともに、**知的財産の戦略的な創出・管理・活用**を推進

4. 研究成果等の発信力強化とプレゼンスの向上及び広報・アウトリーチ活動の推進

○ 学術面における研究成果等の情報発信及びプレゼンスの向上

- ✓ **論文発表等の学術的な発信**や**国際学術誌等の発行**による機構のプレゼンスの向上

○ 広報・アウトリーチ活動の推進

- ✓ **一般向け広報活動の更なる深化**を図るとともに、**新たな視点での広報体制の充実**、**研究情報の対外発信力の強化**も実施

Ⅳ 業務運営の改善及び効率化

- 柔軟な業務運営を実現するための組織体制の整備等
- 内部統制の充実・強化
- 情報セキュリティ及び情報化の一体的な推進
- 機構の業務運営等に係る第三者評価・助言の活用
- 効果的な職員の業務実績評価の実施

Ⅴ 財務内容に関する改善

Ⅵ その他主務省令で定める業務運営